

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**緊急事態宣言（令和 3 年 8 月 2 日から 8 月 31 日まで）の発出に伴う
市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（通知）**

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 7 月 30 日に、8 月 2 日から 8 月 31 日までを対象期間とし、神奈川県に、政府による「緊急事態宣言」が出されました。

幼稚園・認定こども園については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和 3 年 7 月 30 日付け文部科学省通知）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（Ver. 6）」（令和 3 年 4 月 28 日付け文部科学省通知）の通知が発出されています。

これを踏まえ、市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業（以下「市型預かり保育等」といいます。）は、緊急事態宣言中（8 月 2 日から 8 月 31 日まで）においても、利用自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則事業実施をお願いすることとします。

また、これまでの間、保護者の皆様にも感染拡大防止に様々な御協力をいただいておりますが、緊急事態宣言の発令を受け、一層の感染拡大防止のため、市として、**保護者の皆様に対し、市型預かり保育等の必要な範囲での利用を改めてお願いします。**

このことに伴い、**各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。**

【ご注意】

最近の事例では、保育所等における感染要因として、職員同士で食事中にマスクを外して会話をしていたために感染が拡大したケースが散見されました。

改めてのお願いになりますが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の 59 ページにあるとおり、食事中のマスクを外した会話は控え、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

1 保護者の市型預かり保育等の利用について

(1) 幼稚園・認定こども園の皆様へのお願い

＜保護者が在宅勤務、テレワークの市型預かり保育等の利用について＞

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利用を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が利用を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

(2) 保護者への市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用は控えるなど、保護者の皆様には、市から必要な範囲で市型預かり保育等の利用をお願いすることとします。

各園におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、保護者の皆様には、別添の周知文「緊急事態宣言（令和3年8月2日から8月31日まで）の発令に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」の配布をお願いします。

2 満3歳児及び2歳児の利用料について

本市からの利用自粛要請は行わないことから、令和3年8月2日から8月31日までの期間中の利用料について、利用日数に応じた保護者負担軽減は行いません。

なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。

3 市型預かり保育事業等の補助金について

市型預かり保育事業等を利用していたにも関わらず、感染拡大防止の観点から利用を控えた結果、8月に1日も利用しなかった園児についても、補助対象とします。

次の方法で在園児名簿を作成し、請求してください。

■在園児名簿の利用日数欄には「0（ゼロ）」、備考欄には「自粛」と記入し、その園児分も含めて補助金を請求してください。

4 添付資料

・保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言（令和3年8月2日から8月31日まで）の発令に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」

＜担当＞

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp